

諮問日：令和2年10月14日（令和2年度（情）諮問第9号）

答申日：令和3年5月20日（令和3年度（情）答申第1号）

件名：広島高等裁判所において、身体検査をするに至った経緯が分かる文書等の
不開示判断（不存在）に関する件

答 申 書

第1 委員会の結論

「広島裁判所入室の折、入室する人物の身体検査をすることとなった経緯が分かる文書及びそれにとまなう会議議事録等の資料」（以下「本件開示申出文書」という。）の開示の申出に対し、広島高等裁判所長官が、本件開示申出文書は作成し、又は取得していないとして不開示とした判断（以下「原判断」という。）は、妥当である。

第2 事案の概要

本件は、苦情申出人からの裁判所の保有する司法行政文書の開示に関する事務の取扱要綱（以下「取扱要綱」という。）記第2に定める開示の申出に対し、広島高等裁判所長官が令和2年8月28日付けで原判断を行ったところ、取扱要綱記第11の1に定める苦情が申し出られ、取扱要綱記第11の4に定める諮問がされたものである。

第3 苦情申出人の主張の要旨

国の機関は、まず、計画を立て立案を起し、そしてその計画に基づき予算案を作成する。多くの場合、各省庁で立案、計画を立て、これを国会の議決を持って、予算が確定するのである。たまには、国会議員の提案により、これを各省庁が、この提案書に基づき計画を作成して、法案を国会に提出して、議決を伴い、予算が確定するのである。

内閣においては、機密費という項目があり、これら計画書なしに、また、領収書なしに自由に消費できるお金が、50億円用意されている。日本国憲法における法社会において、立法の領域には、機密費は用意されていない。行政の

領域においては、各省庁には、機密費は用意されていない。ただ内閣府においては、用意されている。司法の領域には、機密費は用意されていない。

したがって、司法の領域，すなわち裁判所においては、たとえ1円の支出においてでも必ず予算の作成においての会議をしているはずで、この決定をなしに、口頭の申し出で、お金を支出する手筈にはなっていない。

したがって、文書を作成していないとは、法治国家である日本国の司法を、「法律」を守る機関が、放置に徹底することは、之にかかわった裁判所の職員は、ただちに、裁判所での働く資格がないと、私は認識しますので、速やかに裁判所から退席して頂きたいと感ずるのであります。

第4 最高裁判所事務総長の説明の要旨

広島高等・地方・簡易裁判所合同庁舎（以下「合同庁舎」という。）の入庁者に対しては、金属探知機等を用いた所持品検査（以下「所持品検査」という。）を実施している。本件開示の申出にある「入室する人物の身体検査」は、手荷物検査を含む所持品検査の一環として、隠匿された持込み禁止物の発見を目的として実施しているものであり、所持品検査と別にその導入についての意思決定はしていないことから、本件開示申出文書については、合同庁舎の入庁者に対して所持品検査を実施することとする旨の意思決定に関する文書と整理した。

合同庁舎では裁判所利用者の安全確保を図り、安心して利用できる裁判所を実現するため、入庁者に対する所持品検査を実施することとし、平成30年3月頃、同庁舎の庁舎管理者である広島高等裁判所事務局長及び広島地方裁判所長が、口頭で、所持品検査導入の意思決定を行ったものであり、同意思決定の過程において、司法行政文書を作成し、又は取得していない。

第5 調査審議の経過

当委員会は、本件諮問について、以下のとおり調査審議を行った。

- ① 令和2年10月14日 諮問の受理

- | | |
|-------------|---------------------|
| ② 同日 | 最高裁判所事務総長から理由説明書を收受 |
| ③ 令和3年1月22日 | 審議 |
| ④ 同年3月19日 | 審議 |
| ⑤ 同年5月14日 | 審議 |

第6 委員会の判断の理由

- 1 最高裁判所事務総長の上記説明によれば、本件開示の申出に示されている「入室する人物の身体検査」は、合同庁舎の入庁者に対する所持品検査の一環として、隠匿された持込み禁止物の発見を目的として実施されており、広島高等裁判所において、所持品検査と別に「入室する人物の身体検査」の導入についての意思決定はされていないことから、本件開示申出文書については、合同庁舎の入庁者に対する所持品検査を実施することとする旨の同裁判所における意思決定に関する文書と整理したとのことである。本件開示申出書の記載及び身体検査に係る上記の実施状況を踏まえれば、本件開示申出文書について上記のとおり整理したことは合理的である。

そして、最高裁判所事務総長の上記説明によれば、合同庁舎の入庁者に対する所持品検査の導入については、裁判所利用者の安全確保を図り、安心して利用できる裁判所を実現することを目的として、同庁舎の庁舎管理者である広島高等裁判所事務局長及び広島地方裁判所長が口頭で同検査導入の意思決定を行ったとのことである。この点について、入庁者に対する所持品検査と身体検査とでは、その導入に当たっての検討内容等が異なり得ることにもかんがみ、当委員会庶務を通じて改めて広島高等裁判所に確認したが、該当文書は発見されなかったことが認められる。上記意思決定の性格に加え、このような確認結果も踏まえれば、広島高等裁判所において本件開示申出文書を作成し又は取得していないとする最高裁判所事務総長の上記説明が不合理とはいえない。そのほか、広島高等裁判所において、本件開示申出文書に該当する文書を保有していることをうかがわせる事情は認められない。

したがって、広島高等裁判所において本件開示申出文書を保有していないと認められる。

- 2 以上のとおり、原判断については、広島高等裁判所において本件開示申出文書を保有していないと認められるから、妥当であると判断した。

情報公開・個人情報保護審査委員会

委 員 長 高 橋 滋

委 員 門 口 正 人

委 員 長 戸 雅 子